

前回定例会（5月12日）以降の原子力規制庁の動き

令和3年6月2日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

5月19日 第8回原子力規制委員会

議題2 令和2年度第4四半期の原子力規制検査等の結果

【柏崎刈羽原子力発電所の検査結果】

① 検査指摘事項（1件）

・核物質防護設備の機能の一部喪失事案

② 検査継続案件（2件）

・7号機 蓄電池室内における火災感知器の不適切な箇所への設置について

・7号機 新たに技術水準への適合性が求められる溶接部における機械試験の未実施について

議題3 令和2年度の検査結果及び総合的な評定

5月20日 第9回原子力規制委員会 臨時会議

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の内容について

6月2日 原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について（施設敷地緊急事態要避難者の明確化）

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

（審査会合）

・原子力発電所の新規性基準適合性に係る審査会合
第976回（5月27日：非公開）

（ヒアリング等）

・新規性基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング
（6、7号炉）

5月12日【98】、5月21日【99】、5月24日【100】

【規制法令及び通達に係る文書】

5月14日 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の令和2年度下期放射線管理等報告書を受理

5月17日 実用発電用原子炉設置者から安全実績指標（PI）の報告を受理（令和2年度第4四半期分）

5月18日 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を受理

5月20日 実用発電用原子炉設置者に総合的な評定の結果を通知

【被規制者との面談】

- 5月11日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 5月13日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 5月17日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）
- 5月19日 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所 令和2年度（第4四半期）原子力規制検査報告書（原子力施設安全及び放射線安全に関するもの）を東京電力に通知
- 5月19日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（6、7号炉）

【その他・公開会合】

- 5月21日 市町村による原子力安全対策に関する研究会から要望書を受理
- 5月22－23日 東京電力・福島第一原子力発電所の事故から10年にあたって動画配信第2弾（1F事故調査で見たこと・1F事故調査チームに聞く・1F事故対応の経験と記憶）
- 5月29－30日 東京電力・福島第一原子力発電所の事故から10年にあたって動画配信第3弾（現場に行って調べる・確かな規制とはなにか）

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

なし

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>）にて発表

直近の主な更新情報は以下のとおり

- ① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量
＜令和3年6月1日版＞（令和3年5月30日測定分）
https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/15000/14912/24/192_20210530_20210601.pdf
- ② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果
＜令和3年6月1日版＞（試料採取日：令和3年5月19日、5月23日～5月29日）
https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/15000/14916/24/278_4_20210601.pdf

以上

令和 2 年度第 4 四半期の原子力規制検査等の結果

令和 3 年 5 月 1 9 日
原子力規制庁

令和 2 年度第 4 四半期に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子力規制検査¹等の結果を報告する。

1. 原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全関係）の実施結果

(1) 検査の実施状況

原子力規制事務所が中心に実施する日常検査は、計画に従い実施した。本庁が中心に計画に従い実施するチーム検査は、59 件実施した（当初予定は 51 件）。そのほか、事業者の申請に基づく事業所外運搬等の法定確認に係る原子力規制検査（チーム検査）を 3 件実施した。チーム検査の実績は別紙 1 のとおり。

(2) 第 4 四半期の検査指摘事項

検査指摘事項に該当する検査気付き事項が下表のとおり 7 件確認された。詳細は、別紙 2 のとおり。

第 4 四半期の各原子力施設の原子力規制検査報告書及び安全実績指標（P I）²については、原子力規制委員会のホームページに掲載する³。

当該期間における検査指摘事項

	件名	概要	重要度 ⁴ 深刻度 ⁵
実用発電用原子炉			
1	高浜発電所 4 号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象 ⁶	高浜発電所 4 号機第 2 3 回定期検査において、3 基ある蒸気発生器のうち 2 基から、外面からの減肉率が 20% を超える伝熱管が計 4 本（減肉率は、A-SG が約 33%、C-SG が約 36%、約 25% 及び約 32%）認められた。	緑 ⁷ SL IV

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 1 項に規定する検査をいう。

² 第 4 四半期の安全実績指標については、令和 3 年 5 月 15 日までに事業者から提出される予定。

³ <https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/index.html>

⁴ 重要度：検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の 4 つに分類する。

⁵ 深刻度：法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4 段階の深刻度レベル（SL：Severity Level）により評価する。

⁶ 令和 2 年度第 61 回原子力規制委員会 議題 5
(<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/20210303.html>)

⁷ 緑：安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準（安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。）

2	高浜発電所3、4号機 不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備	他事業者（伊方、川内）での検査指摘事項（不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備）に対する事業者による水平展開の結果、3号機で9火災区画52箇所、4号機で9火災区画53箇所にて、耐火隔壁を設置したケーブルトレイから露出したケーブルが確認された。	緑 SL IV
3	大飯発電所3、4号機 不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備	他事業者（伊方、川内）での検査指摘事項（不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備）に対する事業者による水平展開の結果、3号機で9火災区画33箇所及び4号機で10火災区画34箇所にて、耐火隔壁を設置したケーブルトレイから露出したケーブルがあることを確認した。	緑 SL IV
4	敦賀発電所 浦底モニタリングポストのダストサンプラの不適切な試料採取	モニタリングポストの施設内に設置されているダストサンプラが本来施設外部の空気を試料として放射線計測を行うべきところ、施設内部の空気を吸入していた。	緑 SL IV
5	美浜発電所3号機における管理区域入域時間の不適切な管理の多発について	管理区域の入域管理室において、作業員が警報付デジタル個人線量計の登録を行う管理ゲートを通らずに入域する事例が多発したにもかかわらず、適切な不適合管理がとられていなかった。	緑 SL IV
6	高浜発電所 A廃棄物庫における不適切な放射性廃棄物の収容による管理区域境界の線量率（目安値）超過	固体廃棄物貯蔵庫において比較的高線量のドラム缶に適切な遮へい措置等を行わなかったため、貯蔵庫外部の管理区域境界において管理基準以上の線量率が確認された。	緑 SL IV

7	玄海原子力発電所第3、4号機 海水管トレンチエリアのプルボックス内に設けられた煙感知器の設置方法の不備	海水ポンプの動力ケーブルを納めているプルボックス内において、火災防止のための煙感知器が適切な方法で設置されていなかった。	緑 SL IV
核燃料施設等			
検査指摘事項なし			

(3) 検査継続案件

以下の検査気付き事項については、検査指摘事項とするか継続して確認中である。

- ① 美浜発電所3号機 原子炉格納容器外の電気計装品等に係るインターフェイスシステム LOCA 時の耐環境評価
- ② 柏崎刈羽原子力発電所7号機 新たに技術基準への適合性が求められる溶接部における機械試験の未実施について
- ③ 柏崎刈羽原子力発電所7号機 蓄電池室（区分IV）内における火災感知器の不適切な箇所への設置について
- ④ 敦賀発電所2号機 ボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析
- ⑤ 核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所における低放射性グローブボックス内の火災について⁸

④については、令和2年12月14日から4回（延べ7日間）にわたり、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）本店で関係者から説明を受け、関係資料を確認するなど日本原電の原因調査の状況を確認した結果、原因分析を行うための事実関係の整理（柱状図記事欄の書換えをすするに至った事実関係の整理）が不十分であるため、今後の日本原電の原因調査の実施状況を引き続き検査で確認していく。

なお、令和2年度第3四半期の原子力規制検査の結果報告において、検査継続案件と位置付けていた「関西電力株式会社大飯発電所3号機加圧器スプレライン配管溶接部における有意な指示」については、令和3年2月24日の原子力規制委員会において報告を行ったとおり、検査指摘事項とはしないと判断した。

(4) 検査結果の報告書案に対する事業者からの意見聴取について

令和2年10月7日の第31回原子力規制委員会で「原子力規制検査における事業者からの意見聴取について」が了承されたことを受け、事業者からの意見聴取を行った。

九州電力株式会社から、別紙3のとおり意見の提出があり、5.4品質マネジメントシステムの運用年次検査結果のうち「改善措置活動の実効性」に係る取組状況の観察結果を「設備等のハードに発生した不適合は当該原因分析の対象外となっていた。」と記載したことについて、「不適合管理基準に規定された人的過誤の対象と記載が相違します。」との意見があった。これについては、事業者の規程の内容を踏まえたうえで、原因分析の範囲が十分で

⁸ 令和2年度第67回原子力規制委員会で報告
(<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000625.html>)

ないことが明確となるよう、検査報告書を修正した。(参考資料 76 ページの網かけ部分参照) また、その他誤字等について複数コメントがあったため、事務的に反映を行った。

日本原子力発電株式会社から、別紙 4 のとおり意見の提出があり、5. 確認資料のうち、5. 2 (6) 1) モニタリングポストの管理状況に「資料名を追加していただきたい。」との意見があった。これについては、その資料名「浦底 MP における空気中の粒子状放射性物質の採取方法について(2021 年 1 月 12 日) 安全管理室」を追記し、検査報告書を修正した。

2. 原子力規制検査(核物質防護関係)の実施結果

(1) 検査の実施状況

本庁核セキュリティ部門が計画に従い実施するチーム検査は、当初予定 18 件のところ、20 件実施した(そのうち、(2)①の事案及び(2)②の表 No. 4 の事案については、原子力規制事務所の協力を得て実施した。)

(2) 第 4 四半期の検査指摘事項

検査指摘事項については、重要度「赤」、深刻度「SLI」に該当するもの 1 件(下記①のとおり)、重要度「緑」、深刻度「SLIV」に該当するもの 5 件(下記②のとおり)が確認された。詳細は、別紙 5 のとおり。

① 柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案

柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査を、令和 3 年 2 月 21 日、24 日から 26 日、3 月 3 日及び 4 日に実施した。検査を通じて確認した検査指摘事項について、3 月 9 日、重要度評価・規制対応措置会合(SE RP 予備会合)を開催し、重要度「赤」、深刻度「SLI」と暫定評価し、3 月 16 日、令和 2 年度第 64 回原子力規制委員会において同評価が審議、了承された。⁹

同日、東京電力ホールディングス株式会社に暫定評価結果を通知し¹⁰、3 月 18 日、同社から、意見陳述の要望がないとの回答があったことから評価が確定した。それに伴い、3 月 23 日、令和 2 年度第 66 回原子力規制委員会において、対応区分を第 2 区分から第 4 区分へ変更することが審議、了承された。¹¹

また、同日、同社に対応区分の変更を通知するとともに、原因の特定、改善措置活動の計画等の報告(期限: 9 月 23 日)を指示した。¹²

ID カード不正使用事案¹³を含めた柏崎刈羽原子力発電所における一連の事案を受け、3 月 31 日、令和 2 年度第 70 回原子力規制委員会において、検査対応区分が通常第 1 区分となるまで柏崎刈羽原子力発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨を命ずることが審議され、同社に弁明の機会が付与された。¹⁴

4 月 7 日、同社から、弁明はない旨の回答があったことから、4 月 14

⁹ <https://www.nsr.go.jp/data/000346122.pdf> <https://www.nsr.go.jp/data/000346134.pdf>

¹⁰ <https://www.nsr.go.jp/data/000346129.pdf>

¹¹ <https://www.nsr.go.jp/data/000346344.pdf>

¹² <https://www.nsr.go.jp/data/000346880.pdf>

¹³ 令和 2 年度第 56 回原子力規制委員会における「令和 2 年度第 3 四半期原子力規制検査等の結果報告及び検査計画の見直しについて」において報告済み。

¹⁴ 参考資料 6 <https://www.nsr.go.jp/data/000347571.pdf>

日、令和3年度第3回原子力規制委員会において、特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令の発出が決定された。¹⁵

② その他の検査指摘事項

当該期間における検査指摘事項

No.	件名	概要	重要度 深刻度
実用発電用原子炉			
1	東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）	業務上不要となったIDカードについて、無効化措置は実施したものの、回収を怠っていたもの。※1	緑 SL IV
2	四国電力株式会社伊方発電所における核物質防護事案（物理的防護）	閉止措置が十分でない開口部があったもの。※1※2	緑 SL IV
3	中部電力株式会社浜岡原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）	作業等のため必要性のある者が、一時立入承認手続きの一部を経ずに入構したものの。※1	緑 SL IV
4	東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）	区域境界に管理されていない通路扉があったもの。※1※2	緑 SL IV
5	東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案（立入承認・出入管理）	立入りに関して所定の点検が行われていない出入口があったもの。※1※2	緑 SL IV
核燃料施設等			
検査指摘事項なし			

※1 是正措置済み。

※2 当該箇所からの侵入の形跡は確認されていない。

安全実績指標（PI）については、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載する¹⁶。

¹⁵ 参考資料7 <https://www.nsr.go.jp/data/000349220.pdf>

¹⁶ <https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/index.html>

3. 東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査¹⁷の実施結果

(1) 検査の実施状況

① 保安検査

令和2年度東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施に係る計画に基づき、以下について検査を行った。

- 廃炉プロジェクトマネジメント
- 火災対策
- 放射線管理
- 燃料管理
- 放射性廃棄物管理
- その他の保安活動

(運転管理、保守管理、緊急時の措置、品質保証活動)

② 施設定期検査

第4四半期における施設定期検査は、原子炉格納容器内窒素封入設備、使用済燃料プール設備等の性能検査を行った。

③ 核物質防護検査

実施計画違反なし

(2) 第4四半期の検査指摘事項

実施計画検査のうち、保安検査における検査指摘事項に該当するものは、下表の3件であった。詳細は、別紙6のとおり。

第4四半期の福島第一原子力発電所の実施計画検査報告書については、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載する¹⁸。

当該期間における検査指摘事項

No.	件名	概要	実施計画の違反区分
1	1号機原子炉圧力容器温度計の誤接続について	1号機原子炉圧力容器温度計の取替作業において、信号ケーブルの誤接続により、6台のうち1台の温度計において約42時間、監視ができていなかった。本事象の原因として事前のリスク抽出が十分でなく、施工要領書は現場状況及び正確な施工内容を反映したものになっていなかった。	軽微な違反 (監視)
2	プロセス主建屋	プロセス主建屋において社員が単	軽微な違反

¹⁷ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第7項に規定する検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第2号)第18条の2第1項第2号に規定する検査(施設定期検査)、同第3号に規定する検査(保安検査)及び同第4号に規定する検査(核物質防護検査)を対象とする。

¹⁸ <https://www.nsr.go.jp/activity/earthquake/kisei/jisshi/index.html>

	における顔面汚染	独で現場調査を実施後、全面マスクの視界が悪くなり汚染したゴム手袋を着用したまま全面マスク及び眼鏡の位置調整を行ったことで顔面が汚染した（記録レベル2m Sv 未満）。	（監視）
3	通用門建屋建設工事における非火災報の発報	通用門建屋に設置した自動火災報知設備の火災信号を正門守衛所受信機へ移報する試験を実施した際に、手順書に定めた入退警備室受信機の隔離、停止及び監視人配置を確認せずに火災信号を移報したため、入退警備室で火災信号が発報した。このため警備員が火災発生と判断し復旧班長へ通報したが、入退警備室受信機の設定が火災信号の発信場所を識別できない状態であったため、公設消防が火災信号の発信場所を確認し非火災報と判断するまで1時間以上要した。	軽微な違反 （監視）

- 上記3件の指摘事項については、何れも安全上の影響はなかった。
- しかしながら、第3四半期に引き続き、不十分なりスク抽出、体制の不備、手順の不履行、ルール遵守の不徹底等を要因とする不適合が継続している。
- このため、これらの不適合に対する是正処置及び共通要因分析の妥当性についても確認していくこととする。

（添付資料）

- 別紙1 年間検査計画に対する原子力規制検査（チーム検査）の実施状況
- 別紙2 原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全関係）の検査指摘事項
- 別紙3 川内原子力発電所 令和2年度（第4四半期）原子力規制検査報告書（案）に対する意見陳述について（九州電力株式会社より提出）
- 別紙4 敦賀発電所 令和2年度（第4四半期）原子力規制検査報告書（案）に対する意見陳述について（日本原子力発電株式会社より提出）
- 別紙5 原子力規制検査（核物質防護関係）の検査指摘事項
- 別紙6 東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の検査指摘事項
- 参考資料 九州電力株式会社 川内原子力発電所 令和2年度（第4四半期）原子力規制検査報告書（案）修正版

別紙 1

年間検査計画に対する原子力規制検査（チーム検査）の実施状況

○第4四半期のチーム検査の実績

年度・四半期		令和2年度				
		第1四半期末実績	第2四半期末実績	第3四半期末実績	第4四半期末実績	
1	BM0010	使用前事業者検査		柏崎刈羽7、美浜3、大飯3、大飯4、高浜2、川内2 JAEA原科研	柏崎刈羽6、7 高浜1、2、3、4 JRR-3、HTTR、原科研処理場、NFI熊取	
2	BM1050	供用中検査	大飯3(1)	大飯4(1) 高浜1~4(4) 伊方3(1)、玄海3(1) 川内1(1)、川内2(1)	大飯3(1)、4(1) 高浜3(1)、4(1) 玄海4(1)	
3	BM0100	設計管理		高浜(1) 原燃再処理(1)	玄海(1) 川内(1)	
4	BO1050	取替炉心の安全性 (定検工程に依存)	大飯3(1)	高浜3(1) 玄海3(1) 川内1(1)、川内2(1) 大飯4(1)	玄海4(1) 高浜4(1) 高浜1(1)	
5	BO1070	運転員能力 (シミュレータ訓練) 運転責任者試験の 適切性			全発電所(1)	
6	BE0021	火災防護(3年)		伊方(3) 川内(1)	玄海(3)	
7	BE0070	重大事故等対応要員の 訓練評価		玄海(1) 川内(1)	大飯(1) 伊方(1) 玄海(1)	
8	BE0080	重大事故等訓練のシナ リオ評価	玄海(1)	美浜(2) 川内(2)	大飯(1) 伊方(1) 玄海(1)	
9	BR0020	放射線被ばく評価及び 個人モニタリング		柏崎刈羽(6) 玄海(6) JAEA再処理(6)	福島第二(3) 浜岡(2) 敦賀(1) 川内(6)	
10	BR0030	放射線被ばくALARA活 動		柏崎刈羽(4) 玄海(4) JAEA再処理(4)	福島第二(2) 浜岡(2) 女川(1) 敦賀(1) 川内(4)	
11	BR0040	空气中放射性物質濃 度の管理と低減		柏崎刈羽(3) JAEA再処理(3)	福島第二(3) 浜岡(3) 伊方(3) 敦賀(3) 大飯(3)、高浜(3) 玄海(3)、川内(3)	
12	BR0050	放射性気体・液体廃棄 物の管理		美浜(5) 玄海(1) JAEA再処理(5)	女川(5) 福島第二(3) 浜岡(4) 伊方(5) 敦賀(3) 大飯(5)、高浜(5) 玄海(4)、川内(5)	
13	BR0070	放射性固体廃棄物等 の管理	法定確認に係るチーム検査に記載			
14	BR0080	放射線環境監視プログ ラム	伊方(3)	美浜(3) JAEA再処理(3)	女川(3) 福島第二(4) 浜岡(3) 敦賀(2) 大飯(3)、高浜(3)	
15	BR0090	放射線モニタリング設 備	伊方(3)	美浜(3) JAEA再処理(3)	女川(3) 福島第二(3) 浜岡(3) 敦賀(3) 大飯(4)、高浜(3)	
16	BQ0010	品質マネジメントシス テムの運用		志賀(1) 伊方(1) 島根(1) 大間(1)	東北東通(1) 東海第二(1) 浜岡(1) 美浜(1) 高浜(1) 川内(1)	
17		核物質防護	福島第二 志賀 大飯 玄海 京都大学	泊 東北東通 大間 東海第二 志賀 美浜 島根 もんじゅ ふげん 原燃再処理 原燃MOX 原燃廃棄 原燃濃縮・埋設 JAEA再処理 RFS 三菱原子燃料 原燃工東海 GNF-J 原燃工熊取 人形峠 大洗 三菱電機 近畿大学 NDC 核管センター六ヶ所 核管センター東海	泊 女川 福島第二 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 ふげん 大飯 高浜 島根 伊方 玄海 川内 JAEA再処理 GNF-J 核サ研 原科研 東京大学 東芝	東北東通 原燃再処理 原燃MOX 女川 東海第二 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 高浜 美浜 高浜 伊方 川内 福島第二 NFD 大洗北 大洗南 原燃工熊取

(注)①内はサンプル数

その他：法定確認に係るチーム検査¹⁹の第4四半期実績

- 事業所外の運搬確認（燃料体管理(貯蔵・輸送)の検査を実施)
 - ・関西電力美浜発電所
- 廃棄体確認（作業管理の検査を実施)
 - ・日本原燃廃棄物埋施設（四国電力伊方発電所にて実施）
- 廃止措置終了確認（非該当使用者等の検査)
 - ・産業技術総合研究所つくば中央第二事業所

¹⁹ 事業者からの申請に応じて実施。

原子力規制検査（核物質防護）の検査指摘事項（本文 2.（2）①関連）

1. 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案

(1) 事案概要

ア 事業者から原子力規制庁への報告日 令和3年1月27日

イ 検査日 令和3年2月21日、2月24日～26日、3月3日・4日

ウ 原子力規制委員会への報告日 令和3年2月18日、3月1日、3月4日、3月16日

エ 概要

柏崎刈羽原子力発電所から、令和3年1月27日、工事の不手際で核物質防護設備を一部損傷させ、1箇所における核物質防護設備機能が喪失し代替措置を講じているとの報告があった。原子力規制庁から、他の箇所における核物質防護設備の機能喪失の有無を確認したところ、後日、複数箇所で機能が一部喪失しているとの報告があった。

それを受け、原子力規制庁は、令和3年2月21日、2月24日から26日、3月3日・4日に原子力規制検査を実施し、令和2年3月以降、柏崎刈羽原子力発電所では、複数箇所において核物質防護設備の機能の一部が喪失していたにもかかわらず十分な代替措置が取られていなかったことから、不正な侵入を検知できない可能性がある状態となっていたことを確認した。

柏崎刈羽原子力発電所では、組織として核物質防護設備の復旧の必要性を認識していたにもかかわらず、復旧に長期間を要していた。また、東京電力の社員警備員は、代替措置に実効性がないことを認識していたのに、改善していなかった。結果として、それぞれの箇所の核物質防護機能の一部喪失のうち、複数箇所で、不正な侵入を検知できない可能性のある状態が30日（※「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」附属書3で物理的防護への影響期間として黄色以上の評価となる基準の日数）を超えていた。

これら箇所の核物質防護設備は復旧済みである。また、当該箇所における不正な侵入の発生は確認されていない。また、原子力規制庁からの指示により、新たに核物質防護設備の機能喪失が発生した場合には、実効性がある代替措置が取られる体制になっている。

なお、原子力規制検査において、柏崎刈羽原子力発電所が、過去、自主的に実施していた是正措置活動（Collective Action Program、CAP活動）において作成した「不適合管理表」を確認したところ、平成30年1月から令和2年3月までの間

においても、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備の機能の一部喪失が複数箇所
で発生し、復旧に長期間を要していたことも判明した。

以上のとおり、柏崎刈羽原子力発電所は、組織的な管理機能が低下しており、防
護措置の有効性を長期にわたり適切に把握しておらず、核物質防護上、重大な事態
になり得る状況にあった。

(2) 重要度の評価結果

赤

(3) 深刻度の評価結果

S L I

2. 東京ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案*

(1) 事案概要

ア 事業者から原子力規制庁への報告日 令和2年9月21日

イ 検査日 令和2年10月8日・9日、10月13日～16日

ウ 原子力規制委員会への報告日 令和3年1月26日、令和3年2月8日・9日

エ 概要

柏崎刈羽原子力発電所の発電所社員A（中央制御室勤務員）（以下「社員A」という。）は、同人の出勤日であった令和2年9月20日（日）朝、社員専用の更衣室内で、自己の個人ロッカーに保管していたIDカードが見つからなかったにもかかわらず、防護管理グループ等への紛失の報告をせず、IDカードの無効化措置の機会を喪失させた。さらに、社員Aは、発電所社員B（中央制御室勤務員）（以下「社員B」という。）が同日は勤務日でないことを知っており、同人が個人ロッカーを無施錠にしているIDカード管理が不徹底だったため、無断で同人のロッカーから社員BのIDカードを持ち出した。

社員Aは、周辺防護区域出入口での委託警備員からの氏名確認に対し、社員Bの氏名を申告した。委託警備員は社員Aの申告に対し、IDカードと社員Aの顔を複数回見比べ、疑念を抱きつつも、周辺防護区域への入域を許可した。

防護区域出入口では、認証が複数回エラーとなり、社員警備員（以下「防護直員C」という。）が、エラー警報を受信した。防護直員Cは、モニター越しに、登録顔写真を見比べるなどし、相違に疑念を抱いたものの、それ以上の身分確認をせず、周辺防護区域側の出入口扉を開いた（この時点で、Cは当該人物が社員Bであると認識した。）。

さらに、防護直員Cは、出入管理業務に関する管理的地位にないのに、防護管理グループの管理的地位にある者の指示を仰ぐことなく、自らの判断で、社員Bを名乗る社員Aの識別情報の登録の必要性を認める判断をした。具体的には、防護直員Cは、委託警備員に対し、社員Bを名乗る社員Aの識別情報を社員BのIDカードに登録するよう指示し、その指示通りに行われた。なお、当時、柏崎刈羽原子力発電所には、識別情報エラー発生に伴う登録に関する規定はなかった。

防護直員Cの指示通り、委託警備員が社員Aの識別情報を登録し、社員Aは、社員BのIDカードを使用して周辺防護区域出入口扉を通過した。その過程で、社員Aの顔に見覚えのあった別の委託警備員が違和感から声を掛けたが、社員Aは社員Bの氏名を名乗った。

これら一連の不正により、社員Aは防護区域にある中央制御室まで入域するに至った。

社員Aは勤務が終了した同日の夜、社員専用の更衣室内の同人の個人ロッカーの奥に落ちていた自己のIDカードを発見した。社員BのIDカードは社員Bのロッカーに戻した。9月21日朝、社員Bが勤務のため防護区域に入域しようとしたところ、IDカードがエラーとなった。前日の社員BのIDカードの不具合を担当した防護直員Cが、翌日のエラー再発生を不審に思い、社員Bから事情聴取し、社員Aの一連の行為が発覚するに至った。同日（9月21日）、柏崎刈羽原子力発電所は、原子力規制庁に報告した。

(2) 重要度の評価結果
白

(3) 深刻度の評価結果
SLⅢ

※：令和2年度第56回原子力規制委員会における「令和2年度第3四半期原子力規制検査等の結果報告及び検査計画の見直しについて」において報告済み。

令和 2 年度の検査結果及び総合的な評定

令和 3 年 5 月 1 9 日
原子力規制庁

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項の規定により、原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき、事業者の検査の実施や保安の措置等の安全活動について総合的な評定をするものとされている。評定にあたっては、同条第 8 項の規定により、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者の安全活動について改善が図られているかどうかについても勘案することとされている。令和 2 年度の原子力規制検査の結果に基づいて実施した総合的な評定及び令和 3 年度の検査計画について報告する（令和 2 年度検査実績は別紙 1 参照）。

また、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所について、実施要領¹に基づき、令和 2 年度の実施計画検査²の結果及び令和 3 年度の計画に係る検査報告書を作成したことからあわせて報告する。

1. 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定及び検査計画

(1) 実施方針

総合的な評定は、原子力規制検査等実施要領に基づき以下の方針により実施した。

○規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で年 1 回行う。ただし、一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている場合には、原子炉ごとに評定を行う。なお、政令第 4 1 条非該当施設等に対する評定は、原子力規制検査の基本検査を実施した施設について行う。

○事業者の安全活動が各監視領域に関連する活動目的を達成しているかどうかを評価する。各監視領域の評価は、安全実績指標³及び検査指摘事項の重要度評価を踏まえる。

(2) 各原子力施設の総合的な評定

各原子力施設の総合的な評定は、安全実績指標及び検査指摘事項の重要度評価を踏まえ、別紙 2 のとおりとしたい。総合的な評定の概要は以下のとおりである。

¹ 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画実施要領（原規規発第 2002124 号）

² 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 3 第 7 項の検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する検査（施設定期検査）、同第 3 号に規定する検査（保安検査）及び同第 4 号に規定する検査（核物質防護検査）を対象とする。

³ 安全実績指標の項目については参考資料を参照。令和 2 年度の安全実績指標一覧は以下で公開している。

<https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikansa/joukyou/pi.html>

①検査指摘事項が確認されなかった施設

- 検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」⁴であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

②「緑、SLIV」の検査指摘事項が確認された施設⁵

- 検査指摘事項が確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。⁶
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

- 第3四半期において確認された原子力施設安全及び放射線安全関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」（6号機）であった。また、核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、SLⅢ」であり、この評価を受け、対応区分を第1区分から第2区分へ変更した。
- 第4四半期において確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、SLI」であった。この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。
- なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年度第3回原子力規制委員会（令和3年4月14日）において、検査対応区分が通常の第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。
- 安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- 対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

④電源開発株式会社大間原子力発電所（建設中）、政令第41条非該当施設等

- 検査指摘事項が確認されなかった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問

⁴ 核燃料施設等の安全実績指標は「指摘事項（追加対応なし）」。

⁵ 核燃料施設等については、「指摘事項（追加対応なし）」の検査指摘事項が確認された施設。

⁶ 核燃料施設等については、安全重要度及び安全実績指標は「指摘事項（追加対応なし）」。

題は確認されなかった。

○対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

(3) 令和3年度の検査計画

各原子力施設の総合的な評定等を踏まえ、令和3年度の検査計画は、別紙3のとおりとしたい。検査計画の概要は以下のとおりである。

①検査指摘事項が確認されなかった施設

令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。

②「緑、S L IV」の検査指摘事項が確認された施設⁷

令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

令和2年度第4四半期の対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす(核物質防護のチーム検査を昨年度の2回から4回にする)とともに、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に基づく追加検査を行う。

④電源開発株式会社大間原子力発電所(建設中)、政令第41条非該当施設等

令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。なお、政令第41条非該当施設等については、別紙3の施設を対象として行う。

(4) 総合的な評定の通知について

総合的な評定については、法第61条の2の2第9項の規定及び原子力規制検査等実施要領に基づき、別紙4のとおり、事業者等に結果を通知するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載することとしたい。

2. 福島第一原子力発電所の実施計画に基づく検査結果及び検査計画

令和2年度実施計画検査結果及び令和3年度検査計画については、別紙5のとおりとしたい。

令和2年度実施計画検査の中で、施設定期検査については、実施計画に定められた性能を有していることを確認した。また、保安検査においては、8件の検査指摘事項があり、いずれも軽微な違反と評価した。核物質防護検査では、実施計画違反はなかった。

⁷ 核燃料施設等については、「指摘事項(追加対応なし)」の検査指摘事項が確認された施設。

令和3年度実施計画検査の計画においては、令和2年度第70回原子力規制委員会(令和3年3月31日)で了承された令和3年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針⁸に基づき策定した。特に、保安検査においては、令和2年度の検査指摘事項で多かった放射線管理に係る事項などについて検査を行う。

(添付資料)

- 別紙1 令和2年度検査実績
- 別紙2 令和2年度原子力規制検査の総合的な評価
- 別紙3 令和3年度検査計画
- 別紙4 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について(案)
- 別紙5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所令和2年度検査結果及び令和3年度検査計画

⁸ <https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000628.html>

参考資料 安全実績指標（原子力規制検査等実施要領より引用）

監視領域		安全実績指標	時期	規則		
原子力施設安全	発生防止	①7,000 臨界時間当たりの計画外自動・手動スクラム回数	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去 4 四半期（1年） 	第5条第1号（実用発電用原子炉施設にのみ適用）		
		②7,000 臨界時間当たりの計画外出力変化回数				
		③追加的な運転操作が必要な計画外スクラム回数				
	影響緩和	④安全系の使用不能時間割合	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去 12 四半期（3年） 			
		<table border="1"> <tr> <td>BWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・ 原子炉隔離時冷却系 ・ 低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系 </td> </tr> <tr> <td>PWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系 ・ 補助給水系 ・ 低圧注入系 ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系 </td> </tr> </table>			BWR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・ 原子炉隔離時冷却系 ・ 低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系
	BWR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・ 原子炉隔離時冷却系 ・ 低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系 				
	PWR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系 ・ 補助給水系 ・ 低圧注入系 ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系 				
	閉じ込めの維持	⑤安全系の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去 4 四半期（1年） 			
		⑥格納容器内への原子炉冷却材漏えい率（基準値に対する割合）				
		⑦原子炉冷却材中のヨウ素 131 濃度（基準値に対する割合）				
重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練サイクルごと ・評価期間は過去 1 年以内 				
	⑨重大事故等対策における操作の成立性（想定時間を満足した割合）					
	⑩重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去 4 四半期（1年） 				
放射線安全	公衆	⑪放射性廃棄物の過剰放出件数	<ul style="list-style-type: none"> ・年度ごと 	第5条第2号		
	従業員	⑫被ばく線量が線量限度を超えた件数				
		⑬事故故障等の報告基準の実効線量（5 mSv）を超えた計画外の被ばく発生件数				
核物質防護	核物質防護	⑭侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合（立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去 4 四半期（1年） 	第5条第3号		

規則：原子力規制検査等に関する規則

令和2年度 日学検査実績（発電炉）

№	検査小名	川内	空海	伊方	高浜	大飯	美浜	泊	東濃	女川	柏崎	福島第二	東海	浜岡	茨城	高橋	大田	（年度）東濃
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
1	日学検査	12	19	26	33	12	11	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0
2	定期検査実施に対する重要事項	10	12	7	15	12	5	3	1	3	7	4	2	5	2	2	2	0
3	運転計画	2	4	2	8	5	1	4	1	2	1	1	1	1	1	2	4	1
4	運転計画	2	3	2	3	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0
5	運転計画	6	5	5	10	6	1	1	2	2	1	1	1	1	3	8	1	0
6	運転計画	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
7	運転計画	7	11	6	7	6	1	1	2	2	1	1	3	2	1	1	1	0
8	運転計画	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
9	運転計画	10	5	13	7	6	5	11	6	5	12	3	8	4	12	18	13	0
10	運転計画	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0
11	運転計画	19	29	25	27	23	6	11	3	6	9	6	3	6	7	10	6	0
12	運転計画	18	22	17	22	22	5	5	3	5	3	5	3	5	4	4	5	0
13	運転計画	21	23	19	22	22	5	5	2	6	6	5	5	6	4	5	6	0
14	運転計画	18	22	18	22	22	5	5	3	6	6	5	4	6	4	4	5	0
15	運転計画	2	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	運転計画	2	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	運転計画	22	26	20	26	25	5	8	4	7	10	6	5	6	9	9	5	0
18	運転計画	20	24	19	24	24	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5	0
19	運転計画	3	5	3	3	4	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	0
20	運転計画	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0
21	運転計画	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0
22	運転計画	3	5	4	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0
23	運転計画	3	5	4	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0
24	運転計画	4	4	4	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0
25	運転計画	4	4	4	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0
26	運転計画	4	4	4	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0
27	運転計画	6	7	6	6	6	6	6	4	5	7	5	7	5	8	5	5	0
28	運転計画	6	6	6	6	6	6	6	5	6	5	6	5	6	5	6	5	0
29	運転計画	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0
30	運転計画	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0
31	運転計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
32	運転計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
33	運転計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
34	運転計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
35	運転計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
36	運転計画	0	1	0	1	2	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
37	運転計画	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	0
38	運転計画	199	204	231	216	195	74	82	49	72	80	63	66	58	77	100	83	0
39	運転計画	144	161	138	181	161	80	80	60	66	66	65	45	54	48	48	50	0

【注】(1)運転計画：運転計画の作成に使用。(2)運転計画：運転計画の作成に使用。(3)運転計画：運転計画の作成に使用。(4)運転計画：運転計画の作成に使用。(5)運転計画：運転計画の作成に使用。(6)運転計画：運転計画の作成に使用。(7)運転計画：運転計画の作成に使用。

③令和2年度検査実績（チーム検査（1/2））

令和2年度 チーム検査 実績

年度・四半期			令和2年度			
			第1四半期実績	第2四半期実績	第3四半期実績	第4四半期実績
1	BM0010	使用前事業者検査		柏崎刈羽7、美浜3、大飯3、大飯4、高浜2、川内2	柏崎刈羽7、高浜3、4、玄海3、4、川内1、2、JAEA原科研	柏崎刈羽6、7、高浜1、2、3、4、JRR-3、HTTR、原科研処理場、NFI熊取
2	BM1050	供用中検査		大飯3(1)	大飯4(1) 高浜1~4(4) 伊方3(1)、玄海3(1) 川内1(1)、川内2(1)	大飯3(1)、4(1) 高浜3(1)、4(1) 玄海4(1)
3	BM0100	設計管理			高浜(1) 原燃再処理(1)	玄海(1) 川内(1)
4	BO1050	取替炉心の安全性 (定検工程に依存)		大飯3(1)	高浜3(1) 玄海3(1) 川内1(1)、川内2(1) 大飯4(1)	玄海4(1) 高浜4(1) 高浜1(1)
5	BO1070	運転員能力 (シミュレータ訓練) 運転責任者試験の 適切性				全発電所(1)
6	BE0021	火災防護(3年)		伊方(3) 川内(1)		玄海(3)
7	BE0070	重大事故等対応要員の 訓練評価		玄海(1) 川内(1)	美浜(2) 高浜(2) 川内(2) 伊方(1)	大飯(1) 伊方(1) 玄海(1)
8	BE0080	重大事故等訓練のシ ナリオ評価	玄海(1)	美浜(2) 川内(2)	柏崎刈羽(2) 伊方(1) 高浜(2)	大飯(1) 伊方(1) 玄海(1)
9	BR0020	放射線被ばく評価及 び個人モニタリング		柏崎刈羽(6) 玄海(6) JAEA再処理(6)	福島第二(3) 浜岡(2)	敦賀(1) 川内(6)
10	BR0030	放射線被ばくALARA 活動		柏崎刈羽(4) 玄海(4) JAEA再処理(4)	福島第二(2) 浜岡(2) 女川(1)	敦賀(1) 川内(4)
11	BR0040	空气中放射性物質濃 度の管理と低減		柏崎刈羽(3) JAEA再処理(3)	福島第二(3) 浜岡(3) 伊方(3)	敦賀(3) 大飯(3)、高浜(3) 玄海(3)、川内(3)
12	BR0050	放射性気体・液体廃 棄物の管理		美浜(5) 玄海(1) JAEA再処理(5)	女川(5) 福島第二(3) 浜岡(4) 伊方(5)	敦賀(3) 大飯(5)、高浜(5) 玄海(4)、川内(5)
13	BR0070	放射性固体廃棄物等 の管理	法定確認に係るチーム検査に記載			
14	BR0080	放射線環境監視プロ グラム	伊方(3)	美浜(3) JAEA再処理(3)	女川(3) 福島第二(4) 浜岡(3)	敦賀(2) 大飯(3)、高浜(3)
15	BR0090	放射線モニタリング設 備	伊方(3)	美浜(3) JAEA再処理(3)	女川(3) 福島第二(3) 浜岡(3)	敦賀(3) 大飯(4)、高浜(3)
16	BQ0010	品質マネジメントシ ステムの運用		志賀(1) 伊方(1) 島根(1) 大間(1)	東北東通(1) 東海第二(1) 浜岡(1)	美浜(1) 高浜(1) 川内(1)
17	核物質防護		福島第二 志賀 大飯 玄海 京都大学	泊 東北東通 大間 東海第二 志賀 美浜 島根 もんじゅ ふげん 原燃再処理 原燃MOX 原燃廃棄 原燃濃縮・埋設 JAEA再処理 RFS 三菱原子燃料 原燃工東海 GNF-J 原燃工熊取 人形峠 大洗 三菱電機 近畿大学 NDC 核管センター六ヶ所 核管センター東海	泊 女川 福島第二 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 ふげん 大飯 高浜 島根 玄海 川内 JAEA再処理 GNF-J 核サ研 原科研 東京大学 東芝	東北東通 原燃再処理 原燃MOX 女川 東海第二 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 美浜 高浜 伊方 川内 福島第二 NFD 大洗北 大洗南 原燃工熊取

(注) ()内はサンプル数

③令和2年度検査実績（チーム検査（2/2））

令和2年度 チーム検査（法定確認） 実績

【第1四半期実績】:1件

- 廃棄体確認（作業管理の検査を実施）
 - ・日本原燃廃棄物埋施設（高浜発電所にて実施）

【第2四半期実績】:7件

- 事業所外の運搬確認（燃料体管理(貯蔵・輸送)の検査を実施）
 - ・グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
 - ・関西電力美浜発電所
 - ・四国電力伊方発電所
 - ・KUCA
- 放射能濃度確認（放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施）
 - ・新型転換炉原型炉ふげん
- 廃止措置終了確認（非該当使用者等の検査を実施）
 - ・東邦金属(株)寝屋川工場（非該当使用施設）
 - ・九州大学工学部（非該当使用施設）

【第3四半期実績】:4件

- 事業所外の運搬確認（燃料体管理(貯蔵・輸送)の検査を実施）
 - ・京都大学 複合原子力科学研究所
- 放射能濃度確認（放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施）
 - ・JAEA 人形峠環境技術センター
 - ・中部電力浜岡発電所
- 廃棄体確認（作業管理の検査を実施）
 - ・日本原燃廃棄物埋施設（日本原電東海第二発電所にて実施）

【第4四半期実績】:3件

- 事業所外の運搬確認（燃料体管理(貯蔵・輸送)の検査を実施）
 - ・関西電力美浜発電所
- 廃棄体確認（作業管理の検査を実施）
 - ・日本原燃廃棄物埋施設（四国電力伊方発電所にて実施）
- 廃止措置終了確認（非該当使用者等の検査）
 - ・産業技術総合研究所つくば中央第二事業所

④令和2年度検査実績（政令第41条非該当施設等）

令和2年度 原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等に対する原子力規制検査の実績

番号	所在地	事業所		実施時期
		名称		
1	青森	青森県原子力センター	青森市駐在	—
2	福島	福島県環境創造センター	福島支所	—
3	茨城	東北大学金属材料研究所附属 量子エネルギー材料科学国際研究センター		第2四半期
4	茨城	JX金属株式会社	磯原工場	—
5	群馬	ラジエ工業株式会社	本社工場	第3四半期
6	埼玉	東亜ディーケー株式会社	狭山テクニカルセンター	第3四半期
7	千葉	株式会社藤井製作所	千葉工場	第2四半期
8	千葉	住友化学株式会社	千葉工場 袖ヶ浦地区	第2四半期
9	神奈川	一般財団法人電力中央研究所	横須賀運営センター 材料分析棟	第2四半期
10	岐阜	柴田陶器株式会社	(核原料)	第2四半期
11	岐阜	有限会社イーファーム	(核原料)	—
12	愛知	株式会社UAGJ	名古屋製造所	第3四半期
13	愛知	山口耐火有限公司	(核原料)	第3四半期
14	大阪	三津和化学薬品株式会社		第3四半期
15	大阪	三井化学株式会社	大阪工場	第3四半期
16	大阪	近畿大学原子力研究所		第3四半期
17	兵庫	キンダ化学株式会社	三田事業所	第4四半期
18	兵庫	生野株式会社	社内 松本正夫商店 貯蔵施設	第4四半期
19	島根	島根県 防災部	原子力安全対策課 原子力環境センター	第3四半期
20	山口	帝人株式会社	岩国開発センター	—
21	愛媛	住友化学株式会社	愛媛工場 新居浜地区	第3四半期
22	愛媛	愛媛県原子力センター		第3四半期
23	佐賀	九州電力株式会社	玄海原子力発電所	第4四半期
24	岐阜	有限会社ケイエイセイ	セックスジャパン(核原料)	第3四半期
25	岐阜	美濃顔料化学株式会社	(核原料)	第4四半期
26	兵庫	ユニカミノルタ株式会社	ユニカミノルタ神戸第2サイト(核原料)	第3四半期

(原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等の総数は208(令和3年4月時点))

別紙 2

令和2年度原子力規制検査の総合的な評定

原子力施設		総合的な評定※1	通知文(別紙4)の別紙	
北海道電力株式会社	泊発電所	1号機	別紙2-1	
		2号機	別紙2-1	
		3号機	別紙2-1	
東北電力株式会社	東通原子力発電所	1号機	別紙2-2	
		女川原子力発電所	1号機	別紙2-3
			2号機	別紙2-4
東京電力ホールディングス株式会社	福島第二原子力発電所	1号機	別紙2-5	
		2号機	別紙2-5	
		3号機	別紙2-5	
		4号機	別紙2-5	
	柏崎刈羽原子力発電所	1号機	別紙2-6	
		2号機	別紙2-6	
		3号機	別紙2-6	
		4号機	別紙2-6	
		5号機	別紙2-6	
		6号機	別紙2-7	
日本原子力発電株式会社	東海発電所	別紙2-8		
	東海第二発電所	別紙2-9		
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	1号機	別紙2-10	
		2号機	別紙2-10	
		3号機	別紙2-10	
		4号機	別紙2-10	
		5号機	別紙2-10	
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	1号機	別紙2-11	
		2号機	別紙2-11	
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	1号機	別紙2-12	
		2号機	別紙2-12	
関西電力株式会社	美浜発電所	1号機	別紙2-13	
		2号機	別紙2-13	
		3号機	別紙2-14	
	大飯発電所	1号機	別紙2-15	
		2号機	別紙2-15	
		3号機	別紙2-16	
		4号機	別紙2-16	
	高浜発電所	1号機	別紙2-17	
		2号機	別紙2-17	
		3号機	別紙2-18	
4号機		別紙2-19		
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号機	別紙2-20	
		2号機	別紙2-21	
		3号機	別紙2-22	
四国電力株式会社	伊方発電所	1号機	別紙2-23	
		2号機	別紙2-23	
		3号機	別紙2-24	
九州電力株式会社	玄海原子力発電所	1号機	別紙2-25	
		2号機	別紙2-25	
		3号機	別紙2-26	
		4号機	別紙2-26	
九州電力株式会社	川内原子力発電所	1号機	別紙2-27	
		2号機	別紙2-28	

電源開発株式会社	大間原子力発電所	—	④	別紙2-29
日本原燃株式会社	再処理事業所再処理施設		①	別紙2-30
	再処理事業所廃棄物管理施設		①	別紙2-30
	濃縮・埋設事業所加工施設		①	別紙2-30
	濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設		①	別紙2-30
	再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設		①	別紙2-30
公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙2-31
	東海保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙2-31
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設		①	別紙2-32
	大洗研究所の廃棄物管理施設		①	別紙2-32
	核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙2-32
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設		①	別紙2-32
	原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙2-32
	大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設		①	別紙2-32
	原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）		①	別紙2-32
	大洗研究所（南地区）高速実験炉（常陽）		①	別紙2-32
	大洗研究所（北地区）HTTR（高温工学試験研究炉）		①	別紙2-32
	原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）		①	別紙2-32
	原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）		①	別紙2-32
	原子力科学研究所 JRR-3		①	別紙2-32
	原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）		①	別紙2-32
	核燃料サイクル工学研究所再処理施設		①	別紙2-32
	原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）		①	別紙2-32
	大洗研究所（北地区）JMTR（材料試験炉）		①	別紙2-32
	原子力科学研究所 JRR-2		①	別紙2-32
	原子力科学研究所 JRR-4		①	別紙2-32
	大洗研究所（南地区）DCA（重水臨界実験装置）		①	別紙2-32
	新型転換炉原型炉ふげん		①	別紙2-32
	高速増殖原型炉もんじゅ		①	別紙2-32
	人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設		①	別紙2-32
	人形峠環境技術センター加工施設		①	別紙2-32
青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設		①	別紙2-32	
日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設		①	別紙2-33	
三菱原子燃料株式会社加工施設		①	別紙2-34	
ニュークリア・デベロップメント株式会社核燃料物質使用施設		①	別紙2-35	
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻東京大学原子炉（弥生）		①	別紙2-36	
学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所		①	別紙2-37	
株式会社日立製作所王禅寺センタ HTR		①	別紙2-38	
東芝エネルギーシステムズ株式会社	TTR-1		①	別紙2-39
	原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設		①	別紙2-39
	原子力技術研究所 NCA		①	別紙2-39
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン加工施設		①	別紙2-40	
学校法人立教学院立教大学原子力研究所		①	別紙2-41	
学校法人近畿大学原子力研究所 UTR		①	別紙2-42	
国立大学法人京都大学	複合原子力科学研究所 KUCA		①	別紙2-43
	複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙2-43
	複合原子力科学研究所 KUR		①	別紙2-43
原子燃料工業株式会社	東海事業所加工施設		①	別紙2-44
	熊取事業所加工施設		①	別紙2-44
リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設		②	別紙2-45	

一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター材料分析棟核燃料物質使用施設	④	別紙2-46
柴田陶器株式会社核原料物質使用施設	④	別紙2-47
国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター核燃料物質使用施設	④	別紙2-48
住友化学株式会社千葉工場袖ヶ浦地区核燃料物質使用施設	④	別紙2-49
株式会社藤井製作所千葉工場核燃料物質使用施設	④	別紙2-50
島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センター核燃料物質使用施設	④	別紙2-51
有限会社ケイピーシーセラックスジャパン核原料物質使用施設	④	別紙2-52
三井化学株式会社大阪工場核燃料物質使用施設	④	別紙2-53
山口耐火有限会社核原料物質使用施設	④	別紙2-54
愛媛県原子力センター核燃料物質使用施設	④	別紙2-55
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区核燃料物質使用施設	④	別紙2-56
コニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイト核原料物質使用施設	④	別紙2-57
ラジエ工業株式会社本社工場核燃料物質使用施設	④	別紙2-58
株式会社UACJ名古屋製造所核燃料物質使用施設	④	別紙2-59
三津和化学薬品株式会社核燃料物質使用施設	④	別紙2-60
東亜ディーケーケー株式会社狭山テクニカルセンター核燃料物質使用施設	④	別紙2-61
学校法人近畿大学原子力研究所核燃料物質使用施設	④	別紙2-62
キシダ化学株式会社三田事業所核燃料物質使用施設	④	別紙2-63
生野株式会社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設核燃料物質使用施設	④	別紙2-64
九州電力株式会社玄海原子力発電所核燃料物質使用施設	④	別紙2-65
美濃顔料化学株式会社核原料物質使用施設	④	別紙2-66

※1 総合的な評定

①検査指摘事項が確認されなかった施設

- 検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」¹であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

②「緑、S L IV」の検査指摘事項が確認された施設²

- 検査指摘事項が確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。³
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

- 第3四半期において確認された原子力施設安全及び放射線安全関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」(6号機)であった。また、核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、S L III」であり、この評価を受け、対応区分を第1区分から第2区分へ変更した。
- 第4四半期において確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、S L I」であった。この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。
- なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年度第3回原子力規制委員会(令和3年4月14日)において、検査対応区分が通常の第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。
- 安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- 対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

④電源開発株式会社大間原子力発電所(建設中)、政令第41条非該当施設等

- 検査指摘事項が確認されなかった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

¹ 核燃料施設等の安全実績指標は「指摘事項(追加対応なし)」。

² 核燃料施設等については、「指摘事項(追加対応なし)」の検査指摘事項が確認された施設。

³ 核燃料施設等については、安全重要度及び安全実績指標は「指摘事項(追加対応なし)」。

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

【核物質防護関係】

- 柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用（白、SLⅢ）【第3四半期】
- 柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失（赤、SLⅠ）【第4四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である

- 柏崎刈羽原子力発電所7号機 新たに技術基準への適合性が求められる溶接部における機械試験の未実施について
- 柏崎刈羽原子力発電所7号機 蓄電池室（区分Ⅳ）内における感知器の不適切な箇所への設置について

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が2件確認され、第3四半期に確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、SLⅢ」であり、この評価を受け、対応区分を第1区分から第2区分へ変更した。

第4四半期に確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、SLⅠ」であり、この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年4月14日、第3回原

原子力規制委員会において、検査対応区分が通常の第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。

安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度第4四半期の対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度の2回から4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号機
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○柏崎刈羽原子力発電所 6号機 安全処置の不備による使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ (B) の自動停止 (緑、SLIV) 【第 3 四半期】

使用済燃料プール冷却浄化系の弁を駆動部の点検のために開操作したところ、系統流量が一時的に上昇して運転中の使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ (B) がインターロックにより停止して使用済燃料プールの冷却が停止した。

【核物質防護関係】

○柏崎刈羽原子力発電所における ID カードの不正使用 (白、SLIII) 【第 3 四半期】

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失 (赤、SLI) 【第 4 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 3 件確認され、第 3 四半期に確認された原子力施設安全及び放射線安全関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であった。

核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、SLIII」であり、この評価を受け、対応区分を第 1 区分から第 2 区分へ変更した。

第4四半期において確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、SLI」であり、この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年4月14日、第3回原子力規制委員会において、検査対応区分が通常の第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。

安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度第4四半期の対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度の2回から4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

③令和3年度検査計画（チーム検査）

令和3年度 チーム検査 検査計画

No. ガイド番号	検査ガイド名	令和3年度				令和4年度		備考	
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期		
1 BM0010	使用前事業者検査に対する監督	(事業者の使用前事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)							
2 BM1050	供用期間中検査に対する監督	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)							
3 BM0100	設計管理	大飯	伊方	志賀 敦賀 JAEA再処理	浜岡 島根	東通 美浜	泊 東海第二		
4 BO1050	取替炉心の安全性	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)							
5 BO1070	運転員能力	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)							
6 BE0021	火災防護(3年)	高浜			大飯				
7 BE0070	重大事故等対応要員の訓練評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)							
8 BE0080	重大事故等対応訓練のシナリオ評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)							
9 BR0020	放射線被ばく評価及び個人モニタリング	女川 原電東海 伊方 原燃再処理	泊 大飯 高浜	美浜 島根	東通 志賀	原電東海 川内	福島第二 柏崎刈羽 玄海 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
10 BR0030	放射線被ばくALARA活動	女川 原電東海 伊方 原燃再処理	泊 大飯 高浜	美浜 島根	東通 志賀	原電東海 川内	福島第二 柏崎刈羽 玄海 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
11 BR0040	空气中放射性物質の管理と低減	女川 原電東海 原燃再処理	泊	美浜 島根	東通 志賀	原電東海 高浜	福島第二 柏崎刈羽 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
12 BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理	原電東海 原燃再処理	泊 柏崎刈羽	島根	東通 志賀	高浜	福島第二 美浜 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
13 BR0080	放射線環境監視プログラム	原電東海 原燃再処理	泊 柏崎刈羽	島根 玄海 川内	志賀 東通	伊方	美浜 福島第二 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
14 BR0090	放射線モニタリング設備	原電東海 原燃再処理	泊 柏崎刈羽	島根 玄海 川内	志賀 東通	伊方	美浜 福島第二 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
15 BQ0010	品質マネジメントシステムの運用	大飯 伊方	女川 玄海 原燃再処理	泊 川内	高浜 美浜 JAEA再処理	大飯 福島第二	伊方 玄海 川内		
16	核物質防護	泊 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 福島第二 東海第二 JAEA再処理 柏崎刈羽 志賀 大飯 美浜 ふげん 浜岡 島根 伊方 玄海 川内 核管センター 東海 核管センター 六ヶ所 東芝	泊 東北東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 大間 RFS 女川 東海第二 三菱原子燃料 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 もんじゅ 島根 伊方 原燃工能取 人形峠 玄海 川内 京都大学 NDC 三菱電機	泊 原燃濃縮・埋設 大間 RFS 女川 東海第二 三菱原子燃料 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 もんじゅ 島根 伊方 原燃工能取 人形峠 東京大学 大洗北 大洗南 NFD	東北東通 女川 福島第二 大洗廃棄 柏崎刈羽 浜岡				

④令和3年度検査計画（政令第41条非該当施設等）

令和3年度原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等に対する原子力規制検査計画

番号	所在地	名称	許可・届出の内容			立入検査 (使用状況調査) 年度	実施時期 (注1)	許可(核燃料) 届出(核原料) 年月日
			使用	貯蔵	廃棄			
1※1	青森	青森県原子力センター青森市駐在	○	○	○	平成16年度	H02.02.08	
2	青森	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター	○	○	○	—	H08.02.20	
3	青森	日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所	○	○	○	—	H10.10.27	
4	秋田	国立大学法人秋田大学国際資源学研究所附属銻業博物館(核原料)	○	○	—	—	H19.04.02	
5※1	福島	福島県環境創造センター福島支所	○	○	○	—	H07.05.16	
6※1	茨城	JX金属株式会社磯原工場	—	—	○	平成27年度	H15.10.01	
7	茨城	原子燃料工業株式会社東海事業所	○	○	○	—	H28.08.18	
8	茨城	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	○	○	○	—	H28.12.09	
9	埼玉	防衛省航空自衛隊第3補給処	—	○	—	—	H25.12.10	
10	東京	株式会社日本箱産業(核原料)	○	○	—	—	R01.06.13	
11	神奈川	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	○	○	○	—	H04.10.29	
12	新潟	日本中央競馬会新潟競馬場(核原料)	—	○	—	—	H28.12.21	
13	新潟	水信辰徳(核原料)	○	○	—	—	R01.12.19	
14	石川	北陸電力株式会社志賀原子力発電所	○	○	○	平成22年度	H03.03.18	
15	山梨	株式会社日本トロン開発協会山梨営業所(核原料)	—	○	—	—	H28.07.19	
16	岐阜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃銻山(核原料)	—	○	—	—	H01.09.08	
17	岐阜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃地科学センター (核原料)	—	○	—	—	H03.02.15	
18	岐阜	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	—	○	—	—	H22.09.03	
19	岐阜	大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所	○	○	—	—	H25.07.17	
20※1	岐阜	有限会社イーファーム(核原料)	○	○	—	—	H15.09.01	
21	京都	国立大学法人京都大学工学部放射実験室	○	○	○	平成28年度	S38.03.22	
22	大阪	原子燃料工業株式会社熊取事業所	—	○	○	—	S47.08.25	
23	大阪	文部科学省タイムカプセル埋蔵地	○	—	—	—	S46.09.11	
24	奈良	国立大学法人奈良女子大学アクトープ総合実験室	—	○	—	—	H29.12.14	
25	岡山	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター (核原料)	○	○	○	—	S52.08.29	
26※1	山口	帝人株式会社岩国開発センター	—	○	—	—	H15.03.28	
27	愛媛	独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校	—	○	—	平成30年度	H25.04.24	
28	福岡	三井金属鉱業株式会社三池事務所	—	○	—	—	H31.01.18	
29	宮崎	旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所	—	—	○	平成27年度	S56.01.21	

(注1)実施時期については、日程調整の結果、別の四半期に実施する場合があります。

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点および緊急事態宣言の発令を受けて、令和2年度から検査実施を延期したものの、令和3年度から検査実施を延期したもの。
(原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等の総数は208(令和3年3月時点))

番 号
令和〇年〇月〇日

別記宛て（各通）

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について（案）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2第7項の規定に基づく総合的な評価について、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
四国電力株式会社
中国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社
電源開発株式会社
日本原燃株式会社
公益財団法人核物質管理センター
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
日本核燃料開発株式会社
三菱原子燃料株式会社
ニュークリア・デベロップメント株式会社
国立大学法人東京大学
学校法人五島育英会東京都市大学
株式会社日立製作所
東芝エネルギーシステムズ株式会社
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
学校法人立教学院立教大学
学校法人近畿大学
国立大学法人京都大学
原子燃料工業株式会社
リサイクル燃料貯蔵株式会社
柴田陶器株式会社
国立大学法人東北大学
住友化学株式会社
株式会社藤井製作所
島根県
有限会社ケイピーシーセラックスジャパン
三井化学株式会社
山口耐火有限会社
愛媛県
コニカミノルタ株式会社
ラジエ工業株式会社

株式会社UACJ

三津和化学薬品株式会社

東亜ディーケーケー株式会社

キシダ化学株式会社

株式会社松本正夫商店

美濃顔料化学株式会社